

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 12 月 26 日

【発行者の名称】

株式会社はなホールディングス
(HANA HOLDINGS Co., Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 加藤 義人

【本店の所在の場所】

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目 5 番 28 号
伊藤忠丸の内ビル 8 階

【電話番号】

052-212-7525 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 新美 隆史

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社はなホールディングス
<http://hd.hanahoiku.co.jp/>
株式会社 東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 3 期中	第 4 期中	第 2 期	第 3 期
会計期間	自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日	自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日	自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日	自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日
売上高 (千円)	1, 215, 599	1, 482, 269	2, 189, 797	2, 659, 464
経常利益 (千円)	14, 011	65, 623	58, 740	112, 748
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	12, 388	18, 218	53, 154	85, 720
中間包括利益又は包括利益 (千円)	12, 388	18, 218	53, 154	85, 720
純資産額 (千円)	343, 187	434, 737	334, 798	416, 519
総資産額 (千円)	917, 676	1, 146, 129	959, 197	1, 152, 506
1 株当たり純資産額 (円)	1, 715. 93	2, 173. 69	1, 673. 99	2, 082. 60
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	20 (-)	- (-)
1 株当たり中間 (当期) 純 利益金額 (円)	61. 94	91. 09	265. 77	428. 60
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純 利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37. 4	37. 9	34. 9	36. 1
自己資本利益率 (%)	3. 7	4. 3	17. 2	22. 8
株価収益率 (倍)	-	-	10. 0	-
配当性向 (%)	-	-	7. 5	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	107, 891	164, 875	125, 078	146, 307
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△94, 981	△76, 101	△109, 894	△124, 573
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	54, 311	△47, 316	△73, 069	130, 625
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末) 残高 (千円)	295, 786	422, 381	228, 564	380, 923
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	292 (294)	344 (351)	254 (256)	293 (302)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、第4期中間期、第3期中間期、第3期については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
6. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第3期及び第2期の連結財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。また第4期中間期及び第3期中間期の中間連結財務諸表については、かがやき監査法人により期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における重要な関係会社の移動は以下のとおりです。

会社名	異動(理由)	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権所有割合	関係内容
(連結子会社) 株式会社エデュケーションネットワーク	新規連結 (取得)	愛知県 長久手市	9,000千円	インターナショナルプリスクール事業、子どもを対象とした英会話スクール事業、学童事業	100.0%	当社が経営管理している。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)
344 (351)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 前期末から従業員数は51名増加しております。これは株式会社エデュケーションネットワークの取得及び業容の拡大に伴うものです。
3. 当社グループは、保育事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

当社は純粋持株会社で従業員はおりませんが、受入出向者の情報について以下に記載します。

2025年9月30日現在

従業員数(人)
3 (2)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業の賃上げの継続や個人消費の持ち直し、堅調なインバウンド需要などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、円安の進行やエネルギー価格の高止まり、国際情勢の不透明感などから物価上昇圧力が継続しており、企業収益や家計への影響が懸念される状況となっています。さらに、少子高齢化の進展に伴う労働力不足が深刻化しており、人的資本の確保・育成とともに生産性向上への取組が、あらゆる産業で重要な経営課題となっています。

このような経済環境のもと、保育業界においては、出生数の減少による少子化の加速が続く一方、共働き世帯の増加により保育ニーズの構造が変化し、地域によっては待機児童が依然として存在するなど、需要の地域偏在が顕著となっております。政府は、子ども政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、2023年4月に「こども家庭庁」を設置し、少子化対策および子育て支援に関する包括的な施策を推進しております。さらに、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、2025年6月にはこれに基づく「こどもまんなか実行計画2025」が策定されました。これらは「こども未来戦略」を具体化するものであり、児童手当の拡充、保育士の処遇改善、ICT化推進、保育の質の向上など、多岐にわたる施策が進展しています。こうした政策の下、保育事業の社会的重要性は一層高まり、民間保育事業者には、質の高い保育サービスの提供とともに、地域や企業と連携した新たな子育て支援の在り方が求められています。

当社グループは、保育事業を中心とした子育て支援サービスの拡充に取り組んでいます。当中間期においては、小規模保育所1施設の新設、公立保育園1園の運営受託、ならびに企業・病院内保育所などの受託を含む計7施設の新規運営を開始し、地域ニーズに即した多様な保育サービスの提供体制を強化いたしました。これにより、当社グループは地域社会に根ざした運営基盤の一層の拡充を実現しております。

また、当社は将来の教育・保育ニーズの多様化を見据え、英語教育分野に強みを持つ株式会社エデュケーションネットワークをグループに迎え入れました。これにより、インターナショナルプリスクール事業をはじめとしたグローバル教育プログラムの導入が可能となり、当社が運営する保育施設においても、乳幼児期からの国際的感覚を育む教育環境の提供を進めております。さらに、グループ横断的な教育研修体系の整備やICTシステムの導入を通じて、職員の業務効率化と保育の質の向上を両立させる取り組みを推進しております。

人材面においては、保育士をはじめとする職員が安心して働ける環境づくりを最重要課題と位置づけ、処遇改善、キャリア支援制度の充実、ならびにワークライフバランスの推進に取り組んでいます。これにより、定着率の向上とともに、地域社会に貢献する人材の育成を進めてまいりました。今後も「働く人が誇りを持てる園づくり」「選ばれ続ける園づくり」を両輪として、持続的な成長基盤の確立を図ってまいります。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は1,482,269千円(前年同期比21.9%増加)、営業利益は68,017千円(前年同期比304.6%増加)、経常利益は65,623千円(前年同期比368.4%増加)、親会社株主に帰属する中間純利益は18,218千円(前年同期比47.1%増加)となりました。なお、当社グループの報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載は省略しております。

今後も、「こどもまんなか社会」の実現に貢献する企業として、社会的使命を果たしながら、保育・教育を軸とした事業領域の拡充と経営基盤の強化を進め、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は422,381千円（前期末比41,457千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は164,875千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益55,870千円、売上債権の減少額109,024千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は76,101千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出59,377千円、定期預金の預入による支出23,753千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は47,316千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出37,634千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループが営む保育事業では販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。

事業の種別	売上高(千円)	前年同期比(%)
保育事業	1,479,981	121.8
その他	2,287	908.6
合計	1,482,269	121.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
名古屋市	452,043	37.2	513,088	34.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2025年6月30日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場時の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約

(以下、「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」という。))が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。))は J-Adviser 契約(以下、「本契約」という。))を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。))に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。))に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。))には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。))の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。))を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が

認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交

換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株

式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第4期中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）

(資産)

総資産は1,146,129千円（前期末比6,377千円減）となりました。流動資産につきましては、638,719千円（同67,833千円減）となりました。これは主に、現金及び預金が65,211千円増加したものの、売掛金が108,505千円、未収入金が32,367千円減少したことによるものです。固定資産につきましては、507,410千円（同61,456千円増）となりました。これは主に、建設仮勘定が29,873千円、投資その他資産のその他が19,840千円増加したことによるものです。

(負債)

総負債は711,391千円（同24,595千円減）となりました。流動負債につきましては、478,865千円（同4,116千円減）となりました。これは主に、未払法人税等が20,799千円増加したものの、買掛金が7,526千円、預り金が7,630千円減少したことによるものです。固定負債につきましては、232,526千円（前期末比20,479千円減）となりました。これは主に、役員退職慰労引当金の減少33,028千円及び資産除去債務の増加11,147千円等によるものです。

(純資産)

純資産につきましては434,737千円（同18,218千円増）となりました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純利益18,218千円によるものです。

この結果、自己資本比率は37.9%（前連結会計年度末は36.1%）となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】（2025年12月26日現在）

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000		—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	200,000	—	10,000	—	400

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 義人	愛知県あま市	199,900	99.95
株式会社H Y	大阪市阿倍野区美章園2-13-1	100	0.05
計	—	200,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 （自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式 （その他）	—	—	—
完全議決権株式 （自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式 （その他）	普通株式 200,000	200,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	200,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における取引価格であります。

2. 2025年4月から2025年9月について、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）における売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2025年6月30日付発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第 6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当社の当中間連結会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、かがやき監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	380,923	446,135
売掛金	249,647	141,141
貯蔵品	4,394	8,555
未収入金	32,454	87
その他	39,188	42,872
貸倒引当金	△55	△73
流動資産合計	706,552	638,719
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 356,659	※1 365,869
減価償却累計額	△98,293	△98,564
建物及び構築物（純額）	258,365	267,305
リース資産	33,728	33,728
減価償却累計額	△20,059	△22,109
リース資産（純額）	13,668	11,618
その他	※1 79,344	※1 79,917
減価償却累計額	△62,292	△64,583
その他（純額）	17,051	15,334
建設仮勘定	-	29,873
有形固定資産合計	289,086	324,131
無形固定資産		
ソフトウェア	471	214
無形固定資産合計	471	214
投資その他の資産		
保険積立金	64,790	71,569
繰延税金資産	29,883	29,883
その他	61,776	81,617
貸倒引当金	△54	△6
投資その他の資産合計	156,395	183,064
固定資産合計	445,954	507,410
資産合計	1,152,506	1,146,129

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,523	10,996
短期借入金	※2 120,000	※2 120,000
1年内返済予定の長期借入金	61,004	62,040
未払金	21,056	18,671
未払費用	148,361	146,387
未払法人税等	15,466	36,265
預り金	67,052	59,421
その他	31,517	25,082
流動負債合計	482,981	478,865
固定負債		
長期借入金	130,872	134,034
リース債務	10,279	8,518
役員退職慰労引当金	41,900	8,871
資産除去債務	69,954	81,102
固定負債合計	253,005	232,526
負債合計	735,987	711,391
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	400	400
利益剰余金	406,119	424,337
株主資本合計	416,519	434,737
純資産合計	416,519	434,737
負債純資産合計	1,152,506	1,146,129

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1,215,599	1,482,269
売上原価	1,073,612	1,253,103
売上総利益	141,987	229,165
販売費及び一般管理費	※2 125,174	※2 161,147
営業利益	16,812	68,017
営業外収益		
設備賃貸料	264	271
助成金収入	200	137
還付消費税等	805	-
その他	227	899
営業外収益合計	1,497	1,307
営業外費用		
支払利息	841	1,887
補助金返還額	860	-
障害者雇用納付金	2,550	1,800
その他	46	14
営業外費用合計	4,298	3,702
経常利益	14,011	65,623
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	-	34,668
特別利益合計	-	34,668
特別損失		
固定資産除却損	-	※3 2,984
減損損失	-	※4 41,437
特別損失合計	-	44,421
税金等調整前中間純利益	14,011	55,870
法人税等	※5 1,623	※5 37,652
中間純利益	12,388	18,218
非支配株主に帰属する中間純利益	-	-
親会社株主に帰属する中間純利益	12,388	18,218

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	12,388	18,218
中間包括利益	12,388	18,218
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	12,388	18,218
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	14,011	55,870
減価償却費	14,544	14,168
減損損失	-	41,437
長期前払費用償却額	12,117	10,468
役員退職慰労金引当金戻入額	-	△34,668
売上債権の増減額 (△は増加)	41,704	109,024
たな卸資産の増減額 (△は増加)	11,134	△2,282
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	3,415	△13,360
未払金の増減額 (△は減少)	4,995	△8,933
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,523	△2,207
預り金の増減額 (△は減少)	△ 24,328	△7,924
その他	△6,304	△2,678
小計	68,767	158,913
利息及び配当金の受取額	20	463
利息の支払額	△ 890	△1,745
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△ 23,150	△16,923
補助金の受取額	63,144	24,168
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,891	164,875
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 65,417	△59,377
定期預金の預入による支出	-	△23,753
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	13,996
保険積立金の払戻による収入	-	24,305
その他	△ 29,563	△31,271
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 94,981	△76,101
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	-
長期借入金の返済による支出	△ 30,423	△37,634
社債の償還による支出	△ 9,500	△ 5,000
配当の支払額	△4,000	-
その他	△ 1,765	△ 4,682
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,311	△47,316
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	67,221	41,457
現金及び現金同等物の期首残高	228,564	380,923
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 295,786	※ 422,381

【注記事項】

(連結の範囲の変更に関する注記)

株式取得により株式会社エデュケーションネットワークを新たに連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
建物及び構築物	446,197千円	445,570千円
その他	29,399	29,308
計	475,597	474,878

※2 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
当座貸越極度額	120,000千円	120,000千円
借入実行残高	120,000	120,000
差引額	-	-

(中間連結損益計算書関係)

※1 当社グループの主要事業である保育事業は利用者の入所時期の特性から4月の利用者が最も少なく次第に増加する傾向にあり、売上も同様の推移になるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	16,245千円	18,998千円
従業員給料	27,892	28,684
支払手数料	31,066	48,015

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
建物及び構築物	-千円	2,689千円
その他	-	295
合計	-	2,984

※4 減損損失

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項なし

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
愛知県長久手市	事業用資産	建物及び構築物	5,868
愛知県長久手市	その他	のれん	35,568
合計			41,437

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

愛知県長久手市（株式会社エデュケーションネットワーク）の建物及びのれんに関して、当初予定していた収益が見込めなくなったため減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零と算定しております。

※5 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	295,786千円	446,135千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	23,753
現金及び現金同等物	295,786	422,381

（株主資本等関係）

I 前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	4,000	20	2024年3月31日	2024年6月29日	資本剰余金

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、保育事業を単一の報告セグメントとしており、その他事業については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社エデュケーションネットワーク

事業内容：インターナショナルプリスクール事業、子どもを対象とした英会話スクール事業、学童事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、東海3県および関西地区に、保育所や受託保育施設の運営に加え、外部施設向けの保育物品・保育ICTシステムの販売、児童発達支援事業など、多角的な保育関連事業を展開しております。今後、保育・受託保育事業のさらなる拡大とともに、教育の質的向上にも重点を置いた事業展開を図ってまいります。

株式会社エデュケーションネットワークは、自社園舎にてインターナショナルプリスクールを運営し、幼児から中高生までを対象とした英語教育に強みを持つ企業です。すべての外国人教師が母国の幼稚園教諭資格またはTEFL修了証を有しており、発達段階や興味に応じた柔軟な独自カリキュラムに基づく高品質な英語教育を提供しております。

本子会社化により、当社グループ内の保育施設に高度な英語教育を提供することができ、また園児及び保護者の方には日本の保育以外の選択肢を提供することが可能となります。さらにはグループ外の保育園及び幼稚園に対しましても高度な英語教育システムを提供することができることから、当社グループ全体のシナジー（相乗効果）は大きいものと考えております。

(3) 企業結合日

2025年5月8日

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社エデュケーションネットワーク

(6) 取得した議決権比率
100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
みなし取得日を2025年4月1日としているため、2025年4月1日から2025年9月30日までの業績を含めております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	90円
取得原価		90円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん
35,568千円

(2) 発生原因
被取得企業の取得原価が企業結合時における時価純資産額を上回ったため発生しております。

(3) 償却方法及び償却期間
企業結合時において全額を減損損失として計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
収益認識の時期		
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,215,348	1,479,981
一時点で移転される財又はサービス	251	2,287
顧客との契約から生じる収益	1,215,599	1,482,269
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,215,599	1,482,269

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1 株当たり純資産額	2,082.60円	2,173.69円

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	61.94円	91.09円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	12,388	18,218
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	12,388	18,218
普通株式の期中平均株式数 (株)	200,000	200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、2025年10月24日、2025年11月14日、2025年11月21日開催の取締役会において、事業の強化に伴い増加が見込まれる運転資金の調達を目的とした借入を行うことを決議いたしました。

1. 借入先	株式会社あいち銀行		
2. 借入金額及び利率	50,000千円	100,000千円	60,000千円
	基準金利＋スプレッド	固定金利	基準金利＋スプレッド
3. 借入期間	7年	3年	5年
4. 担保の有無	無	無	無
5. 保証の有無	無	愛知県信用保証協会による保証	愛知県信用保証協会による保証

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

株式会社はなホールディングス

取締役会 御中

かがやき監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 牛丸智詞

公認会計士 和田康兵

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社はなホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はなホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上